

委員会提出議案第2号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及第7項並びに紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年9月29日

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 堂脇光弘

提案理由

市長の専決処分事項の指定を改正追加するため。

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

令和 年 月 日

議決

市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月28日議決）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項を市長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 学校給食費について民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てが訴えの提起とみなされるときに当該訴訟の提起及びその和解に関すること。</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる事項を市長において専決処分することができるものとして指定する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 地方自治法第96条第1項第12号に規定するもののうち、200万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停（第2号に規定するものを除く。）に関すること（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされるときを含む。）。</u></p>